

就学相談と地域におけるセンターの役割

寺 崎 裕 志

（福岡市発達教育センター）

はじめに

本市の障害児教育の中心的指導施設である福岡市発達教育センターでは、センターと行政の機能を併せ、障害児教育に携わる教職員をはじめ、障害児の理解と啓発のための講座を市民にも開放し、より多くの市民に障害児に対する理解・啓発活動を行っている。障害児に関する教育相談や就学相談等においても全てを発達教育センターで行っているが、教育相談の申込者や就学相談会への参加者が年々増加の一途をたどり、就学相談会での判断に沿った就学を進める上で様々な課題が出てきている。これらの現状を踏まえて、本市就学指導が、教育上特別な配慮を要する児童生徒一人一人の能力・特性等に応じ、それを最大限に伸ばすための適切な教育の場や教育の在り方を求める機会となるための、現状の問題点や課題を検討し、本市就学指導の今後の在り方等について報告する。

1 本市の就学指導の現状と課題

本市では、障害のある児童生徒が適切な教育を受けられるよう、医療、福祉等と連携を図りながら、教育相談や就学相談会等を通して就学時だけでなく、就学後においても継続的な取組を行っている。

しかし、子どもたちを取りまく近年の社会状況の変化など様々な理由により、教育の場についての保護者の意向が多様化し、就学相談会への参加者が年々増加するなど、適切な就学をすすめるうえで検討すべき次のような課題が出てきている。

- ① 就学判定と判定後の対応の在り方
- ② 適切な就学指導の進め方について
- ③ 適切な就学を進めるための条件整備

表 1 就学相談会参加者数（＝判定数）の推移

判定	年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
知的障害特殊学級		128	152	139	172	200
弱視特殊学級		1	1	0	2	0
難聴特殊学級		0	6	0	3	0
知的障害養護学校		70	84	93	110	118
肢体不自由特殊学級		—	4	3	4	1
肢体不自由養護学校		29	33	24	44	34
病弱養護学校		—	—	—	—	2
盲学校		1	1	1	0	1
聾学校		4	4	5	3	1
通常学級		59	76	108	106	121
総件数		292	325	373	444	478

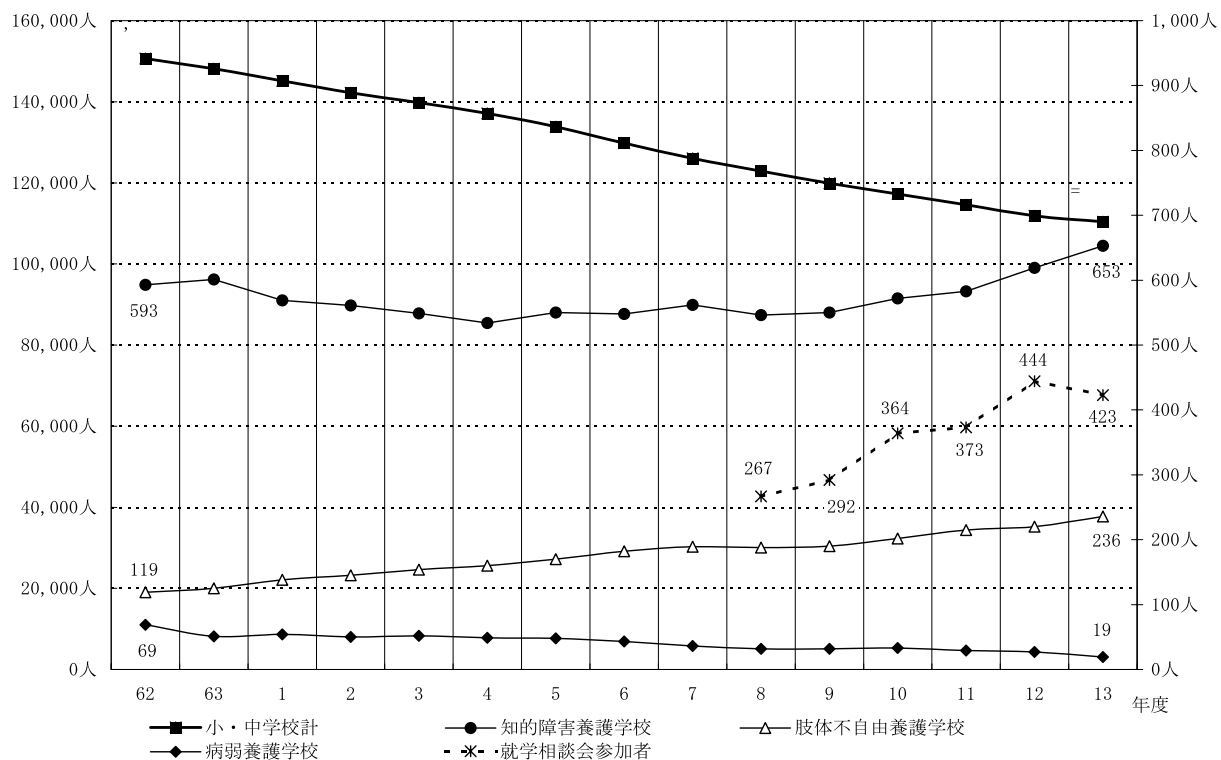


図1 本市の児童生徒数等の推移

表2 通常学級に在籍する障害のある児童生徒

(平成13年2月1日現在)(単位：人)

種別	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	言語障害	情緒障害	学習障害	合計
小学校	7	52	97	83	8	40	71	38	396
中学校	6	24	19	28	10	4	13	13	117
合計	13	76	116	111	18	44	84	51	513

表3 福岡市内の障害別学級数 (H.14)

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
知的障害	小	48	50	54	59
	中	28	27	32	33
肢体	小	1	1	2	2
病弱	小	6	6	6	7
	中	4	5	6	6
難聴	小	4 (通4)	4 (通4)	4 (通4)	4 (通4)
	中	1	2	1	1
言語	小	5 (通5)	5 (通5)	5 (通5)	5 (通5)
情緒	小	10 (通6)	10 (通6)	10 (通6)	12 (通8)
	中	6 (通3)	6 (通3)	6 (通3)	6 (通3)
弱視	小	1	1	1	1
学級数		115学級	116学級	126学級	136学級

2 今後の就学指導の在り方

今後の就学指導の在り方を考えるとき、前記の社会状況の近年の変化や国の動向を踏まえ、就学指導は児童生徒一人一人の能力・特性等に応じ、それを最大限に伸ばすための適切な教育の在り方や教育の場を求める機会となるように努めなければならない。

そのためには、障害のある児童生徒一人一人が適切な教育を受けられる学校・学級の判断(就学判定)を行い、手厚い相談と指導(就学の進め方)、多様で適切な教育の場の整備が必要となってくる。

(1) 就学判定と判定後の対応

① 就学判定についての考え方

国において新たな判断基準等に沿って、障害の種類や程度等の実態、学校や家庭での生活の様子等を踏まえて総合的な判定を行う。

② 就学する学校の決定についての考え方

保護者の意向を考慮し総合的に判断する現行の考え方を今後も基本とする。

なお、21世紀の特殊教育の在り方（最終報告）に提言されている「合理的な理由がある特別な場合」の考え方については、今後さらに検討を行う必要がある。

③ 判定と就学先の不一致の改善

教育委員会として、障害児教育への保護者の理解啓発を図るための方策を検討し、積極的に取り組む。

また、適正な教育の場を保護者が複数の中から選択できるように、教育環境の整備の一環として、養護学校の新設や特殊学級の設置方針等について検討を行う。

④ 不一致となった場合のフォロー

入学先の学校が主体となり、入学後も継続した相談を実施する。そのために、校内就学指導委員会を中心とした校内の相談機能を充実させ、発達教育センターと連携した体制が取れるよう検討する必要がある。

表4 就学事務の流れ

関係法令	盲・聾・養護学校	小・中学校	時期
学校教育法施行令第2条 学校教育法施行規則第31条	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">学齢簿の作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村教委</div>		10月1日（基準日）
学校保健法施行令第1条	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">就学時の健康診断</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村教委</div>		10月31日（5月前）
学校教育法施行令第11条	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">都道府県教委へ盲者等の通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村教委</div>		11月30日（4月前）
学校教育法施行令第5条 第1項 " 第14条 第1項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">保護者へ入学期日の通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">都道府県教委</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">保護者へ入学期日の通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村教委</div>	12月31日（3月前） 1月31日（2月前）

(2) 就学指導の進め方について

今後も、児童生徒一人一人に手厚い就学相談を行っていくために、学校の機能を活用するなど就学相談の運営方法を見直す必要がある。

- ① 就学相談の実施方法の見直し
- ② 就学判定の手続きと就学指導委員会の組織の見直し

(3) 適切な就学を進めるための条件整備

障害児教育の場に就学する児童生徒が増えていることなどを踏まえ、特殊学級の新設の考え方、養護学校の通学区等、就学先の学校を決定するための客観性を備えた基本的な考え方について検討を行うとともに、養護学校の新設等、就学判定に沿って保護者が複数の中から学校を選択できるような方策についても検討を行う必要がある。

また、小・中学校において、校内適正就学指導委員会が校務分掌上に位置付けられている学校は、小学校が全校数の94%、中学校が全校数の97%であるが、開催状況等は、学校により異なっている。

<参考資料> 就学判定についての考え方

現行の判定基準（「学校教育法施行令第22条の3」）については、昭和37年に制定され、技術的な改正は行われたが、児童生徒の障害の種類、程度については、基本的に変わっていない。文部科学省は、国が定める盲・聾・養護学校への就学の基準について医学や科学技術の進歩等を踏まえて見直すとともに、市町村が行う就学事務について国が定める手続の弾力化を図るため、学校教育法施行令の一部改正を行った。（平成14年4月24日付け文科初第148号）また、平成14年5月27日の「障害のある児童生徒の就学について（通知）」では、「就学判定基準上は特殊教育諸学校に就学すべき児童生徒であっても、市町村教育委員会がその地域や学校の状況、児童生徒の支援内容、本人や保護者の意向等を踏まえて総合的な判断を行い、合理的な理由がある特別な場合には、小・中学校に受け入れることができるよう就学手続きを見直す必要がある。」とし、「認定就学者」の特例を盛り込み新たな判断基準を示した。

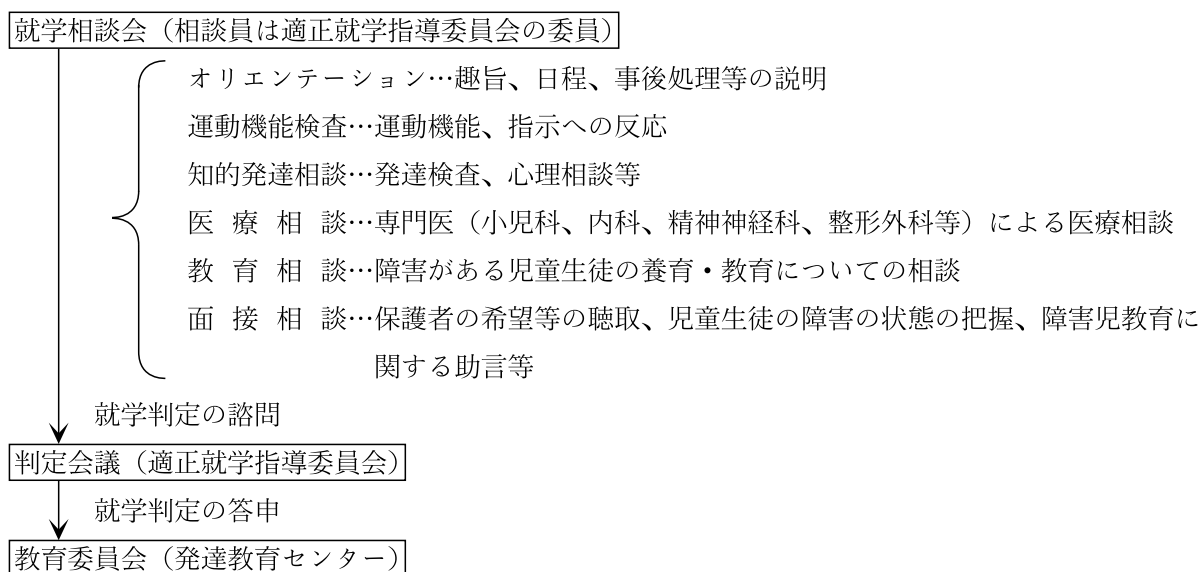


図2 就学判定に至る相談の流れ